

馬場孤蝶衆議院選挙立候補における女性作家たちの 応援 与謝野晶子・『青鞥』と、孤蝶の女性論

著者	塚本 章子
雑誌名	甲南大學紀要.文学編
巻	172
ページ	一一二
発行年	2022-03-30
URL	http://doi.org/10.14990/00004186

馬場孤蝶衆議院選挙立候補における女性作家たちの応援

——与謝野晶子・『青鞥』と、孤蝶の女性論——

塚 本 章 子

はじめに

大正四年三月の衆議院選挙に立候補した馬場孤蝶を、大勢の作家や思想家たちが応援し、三月一二日、『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集』（実業之世界社、以下『現代文集』）が急遽出版される。その執筆者は八一名にのぼる。このなかには七名の女性たちが含まれている。掲載順に挙げれば、岡田八千代、与謝野晶子、野上彌生子、長谷川時雨、平塚らいてう、伊藤野枝、田村俊子である。

米田佐代子氏は、この七人について「いずれも多かれ少かれ『青鞥』にかかわりがあった人物」であると指摘している。与謝野晶子は与謝野寛とともに寄稿している。そして、寛は孤蝶に誘われ京都で立候補しており、晶子は当事者の一人であったともいえる。野上彌生子も夫野上白川とともに寄稿しており、巻頭を飾った夏目漱石の一門という立場も考えられる。岡田八千代も兄小山内薫と共に寄稿している。このように関係は複雑で、一つの枠組みでは捉えきれないのかもしれない。だが彼女たちは皆、『青鞥』に関係する、新しい考えを持つ女性たちであったということとは出来る。

孤蝶は、その生涯において多くの女性作家たちを支援し続けた。樋口一葉との交友関係も深いものであったし、この頃には晶子や『青鞥』とも繋がりを持っている。山川菊栄も孤蝶に支えられ活躍する。⁽²⁾ 孤蝶は、後に述べるように女性解放に賛同し、近代の女性文学の稜線となる女性たちを支え続けた男性作家という、特異な存在と

しても注目される。

晶子は「馬場孤蝶先生」（初出、原題「線と影」、『三田文学』第二卷六号、明四四・六）で、「わたしの孤蝶先生は、／ものおやさしい、清んだ音の／乙の調子で話す方、／ふらんす、ろしあの小説を／わたしのために話す方。」と書いており、孤蝶を敬愛している。⁽³⁾

孤蝶は『青鞥』とも浅からぬ関わりを持つ。明治四〇年、生田長江らによって閩秀文学会が作られ、孤蝶も講師としてらいてうや菊栄らに教授している。塩原事件の後頓挫し、孤蝶宅での集まりとなり、らいてう、菊栄、大貫（岡本）かの子らが参加した。また、青鞥社第一回公開講演会（大正二・二・一五）では、長江、岩野泡鳴らとともに、孤蝶も「婦人のために」という講演をおこなっている。『青鞥』と深く関わった男性としてまず指摘されるのは長江であるが、孤蝶との関わりも注目されている。⁽⁵⁾

らいてうは、孤蝶宅へ通った頃を回想して、「馬場先生は、座談の名人とでもいうような人で、（略）一葉や緑雨の話、文壇雑話、大陸文学の梗概——ツルゲーネフ、ビョルンソン、イブセン、ハウプトマンなどの話を（略）おもしろおかしくなさるのでした。馬場先生はそのころ四十代くらい、（略）細おもての貴公子然とした立派な顔立ちの美男子で、見るからに当時の新知識者らしい、ハイカラな風采の持主でした。」⁽⁶⁾ と述べている。また、孤蝶を追悼した「馬場孤蝶先生を偲びて」⁽⁷⁾ では、「婦人のために」について、「かなり大問題になりそうな、婦人に関するいろいろな問題に触れながら、それが少しも理屈張らず、まことに大胆に、そして無造作

に言っただけだったのでした。」という言葉を残している。「婦人のために」については後に述べることとするが、らいてうは孤蝶を肯定的に受け止めている。

本稿では、孤蝶立候補における女性作家たちの応援について考察する。まず、晶子の孤蝶応援を探る。そこには婦人参政権の要求とともに、大逆事件への批判と、良妻賢母主義の高まりや思想・言論の自由が抑圧されることへの抵抗があったと考えられる。さらに、当時の新聞・雑誌等の言説を手がかりに、良妻賢母主義の高まりと『青鞥』等の女性雑誌に対する発禁処分について述べ、孤蝶の女性論がそれに対峙していることを論じたい。そして、女性作家たちが『現代文集』に寄稿した文章にも触れ、孤蝶の女性論や、自由の思想への共鳴が見られることを捉えたい。

一

女性作家たちが孤蝶を応援した理由は、孤蝶の「立候補の理由」(『反響』第二巻三号、大四・三)に、婦人参政権の要求が入っていたためであると考えられている。『大阪朝日新聞』(大四・二・一四)「新しき女の選挙応援」には、「氏が政見の中には婦人参政権許可の条項あるより平塚雷鳥伊藤野枝等の青鞥社連は大挙して印刷物の配布を為すべしと云ふ」と書かれている。楠田剛士氏は、「女性参政権の要求を政見に盛り込んだことは、女性の文学者の支持を得ることになったようである。」と述べている。孤蝶「立候補の理由」には、「予等は選挙権の大拡張を要求し無ければならぬ。我国法が殆ど人として取り扱って居らぬ女子に対してすら、或る制限の下に、参政権を与ふることを、要求し無ければならぬ。」とある。婦人参政権は、女性作家たちが孤蝶を応援した一つの動機であったといえる。⁽¹⁰⁾

晶子は、孤蝶応援に奔走している。『東京日日新聞』(大四・二・一一)「選挙運動に「女子後援軍」を見る。「文壇の婦人連も孤蝶氏の為に「女子後援軍」を組織し自動車数台を雇ひて戸別訪問をする計画あり、其旗頭は与謝野晶子女史にして岩野泡鳴氏夫人清子、田村俊子、伊藤野枝、荒木郁子、平塚雷鳥、生田花世等の諸史も之れに参加すべしと噂あり」とある。晶子は、「旗頭」であった。

以前私は、この選挙で立候補した寛の選挙資金を得るために、晶子が新宮を訪れ

大石誠之助遺族の家を訪問しており、この孤蝶と寛の立候補が、明治四三年に起きた大逆事件への抵抗としてなされていることを論じた。⁽¹¹⁾晶子の選挙に対する思いをさらに探ってみたい。

晶子は、大正四年二月「鏡心燈語」(『太陽』第二一卷二号)で、次のように述べている。

明治の末期このかた妥協に妥協を重ね、虚偽に虚偽を重ねた日本人の生活は、今迄に腐敗の頂点に達して、日本人自ら内部の空虚と外面の醜汚とに不満を感じ、誠実に満ちた真剣の生活を無意識に期待して居る折柄、全日本を腐敗させた病毒の府である衆議院の崩壊したことは、(略)日本人の生活を積極的に改造する大正維新の転機が到来したことの吉兆である気がしてならぬ。(略)そして時代の腐敗に愛想をつかして常に傍観者の態度を取つて居た清節孤瘦の憂世家達も、今は白眼にして冷嘲を事とするやうなことなく、正面から真剣に時代の改革者として起たないでは居られないであらう。

そして此度の総選挙に出会つて、端なくも英仏其他文明国の急進派婦人が「選挙権を与へよ」と衷心から叫んで居る事実を理解と同感を持つことが出来た。個性の自由と生活の堅実とを要望する国民にあつては、婦人もまた選挙権を求めるまで真剣にならねばならない筈である。英仏の聡明な婦人は兎も角、日本の婦人の実力がまだまだ選挙権を要求する程度に達して居ないのは云ふまでもないが、さりとて私は日本の教育ある中年以下の婦人達が全く政治上に注意を向けて居ないとは思はない。

晶子は「明治の末期」以降の日本を「腐敗」と捉えている。そしてこの選挙に際し、「傍観者の態度を取つて居た」人々に「時代の改革者」となることを期待している。このように述べたうえで、晶子は、日本の女性たちがまだそこまで至っていないことも認めつつ、自分が欧州の婦人参政権運動に同感していることを記しているのである。

「明治の末期」以降の「腐敗」とある。晶子が、大逆事件の頃に述べた文章を見たい。明治四四年一月の『太陽』第一七卷一号「婦人と思想」から挙げる。

考ふると云ふ事を働くと云ふ事よりも卑しき事とし、又は協立し難き事の様に思ひ、甚しきは有害なりとして排斥しようとする風は、今の官憲にも教育者にも父兄の間にも行はれてゐる。「廣く智識を世界に求め云云」と仰せられた維新の御誓文を拝したる以後の国民は、何よりも思想を重んずべき筈であるのに、今猶その様な蛮風の遺つてゐるのは困つたものである、近頃聞く所に由ると、社会主義者の中に或る大逆罪の犯人を発見するに及んで、政府の高官等は慌て、歐洲の書籍を研究し、初めて社会主義と無政府主義との區別を知つたと云ふ事である。又一冊の新刊小説をも読むこと無くして現代文学を排斥する官憲や教育家の多いことは現に見受ける所である。(略)願くは新しい思想を尊び新しい活動を実現しようとする進歩主義の人々の驥尾に従ひ、(略)意義ある自分の生活を続けたいと思つてゐる。

晶子は、官憲や教育家たちが、考えることを侮蔑し西洋思想に学ぶことを軽視していると批判している。そして大逆事件について政府高官たちの浅薄さを指摘し、彼等の弾圧が文学の、それは自然主義文学を中心とするものであるが、排斥に及んでいることを危惧している。さらに晶子は女性解放について論じている。

近年婦人解放と云ふ問題が出てゐる。併し其れは婦人自身が言ひ出したので無く、物好きな一部の男子側(略)から出た問題である。(略)さうして此問題が格別婦人側の注意を惹かなかつた。近頃は又此問題の反動として、多数の男子側から女子実用問題が唱へられて来た。即ち女子に高等教育は不要だ、手芸教育が必要だ、女子は柔順に教育しなければならぬと云ふのである。女子に高等教育を授ける弊害としては折柄英国に勢力を得て来た女子参政権運動を例に引いてゐる。女子は永久に男子に隷属すべきものだ、解放などは以ての外だと云ふ劍幕である。例の保守的思想が時を得顔に跋扈するのであるから斯様な議論は毫も驚くに足らないわけであるが、然う云ふ男子が自分等又は昔から自由を享得してゐた様な態度であるから滑稽である。(略)自分等の解放せられた喜びを忘れて婦人の解放を押し、剩へ昔の五障三従や七去説の繩目よりも更に苛酷な百種の勿れ主義を以て取締らうと云ふのは笑ふべき事である。併し斯様な目前の問題に対しても我国の中流婦人は何事をも知らないのである。

このように、女性解放が否定され、「保守的思想が時を得顔に跋扈」し、女子教育が家政重視、道徳的良妻賢母重視へと傾いていくことを批判しているのである。そして女性たちが何も知らないことを嘆いている。

晶子は明治末期以降の日本を「腐敗」と捉え、この選挙に奔走する。それは、大逆事件とそれ以降の思想・言論の自由への弾圧に対する抵抗とともに、西洋思想の排斥と保守思想の台頭のなかで女性解放も抑圧され、女性が儒教的道徳に押し込められていくことを批判していたからである。そしてこのことが、晶子の西欧の婦人参政権への同調に繋がっている。

当時の日本では婦人参政権運動の西欧での隆盛が雑誌等で議論されていたが、女性たち自身の強い要求として広がるのはもう少し後のことである。⁽¹²⁾大正八年一月にらいてう、市川房枝等により新婦人協会が結成され、⁽¹³⁾治安警察法第五条改正が一年三月に可決される。そして翌一二年二月、婦人連盟、新真婦人会、婦人禁酒会、革新倶楽部が参加した婦人参政同盟が結成され、婦人参政権の実現が目指されることになる。

孤蝶立候補への女性たちの応援を、婦人参政権への賛同という点だけで捉えるのは不十分で、女性たちはもっと深いところでも孤蝶の主張に共鳴しているのではない。婦人参政権獲得という先鋭的な政治的要求に繋がる切実な要望、晶子が述べているように、思想・言論の自由の要求や、道徳的良妻賢母主義の復活への抵抗があったのではない。

孤蝶の「立候補の理由」を見る。

民意に因つて動かさるゝことを厭ひたる歴代の政府は、人民の思想の自由をば好ま無かつた。彼等は、極力、盲従的精神、守旧の精神をば基礎とした教育を、国民に強ゐる来つた。予等は、官学偏重の積弊を打破し、文明的自由思想の基礎に、我国教育の精神を置か無ければならぬ。

国民の内的生活とは、何等の交渉も無かつた歴代の政府は、国民の心的発達に対しては、何等の理解をも持つて居無い。彼等は、我新興の芸術が、国民の思想の発展と如何なる関係になつて居るかを、更に知らぬ。彼等は、七八十年

以前の人の如き頭脳を以つて、頑冥の取締を我芸術の上に加へて居る。予等は、彼等の無理解なる所謂取締りなるものを妨げる設備をし無ければならぬ。孤蝶は、「盲従的精神」を基礎とした教育ではなく、自由思想による教育を求め、思想・言論の自由を要求している。これまで論じてきたように、思想・言論の自由は孤蝶と寛の立候補の重要な動機であり、多くの作家や思想家が孤蝶を支持した理由でもあった。⁽¹⁴⁾

このような孤蝶の持つ思想が、女性作家たちにおいても孤蝶応援の理由となっていたのではないだろうか。

二

ここでは『青鞥』を中心に、女性雑誌の発禁処分と、その背景にある良妻賢母主義強化の状況について見ていきたい。

『青鞥』をはじめとする女性雑誌は、その頃しばしば発禁処分に見舞われている。⁽¹⁵⁾ まず『青鞥』関係を確認する。『青鞥』第二巻四号(明四五・四)は風俗壊乱、『青鞥』第三巻二号(大ニ・二)は安寧秩序妨害で発禁となる。第三巻二号についてうは、『読売新聞』(大ニ・二・九)「御苦勞様な事」で、「安寧秩序を害すると云ふのなれば或は福田咲子(ウ)さんの『婦人問題』には共産主義の分子を含むて居る様にも見えないこともありませぬが、でなくば伊藤野枝子さんの『此の頃の感想』かもしれません」と推測している。⁽¹⁶⁾ 『青鞥』第三巻四号(大ニ・四)は、発禁ではなく呼び出し注意処分となる。⁽¹⁶⁾ また、大正二年五月に出版されたらいうの『円窓より』(大ニ・五)が、風俗壊乱で発禁となる。さらに、『青鞥』第五巻六号(大四・六)も風俗壊乱により発禁となる。

発禁は他の女性雑誌にも及んでいる。『女子文壇』第九巻六号(大ニ・四)が風俗壊乱のため発禁。『女学世界』第一三巻六号(大ニ・五)も風俗壊乱のため発禁となる。この号には野上彌生子も執筆している。またこの『女学世界』は、明治三四年十一月に長谷川時雨がデビューした雑誌でもある。⁽¹⁷⁾

伊藤野枝は「編輯室より」(『青鞥』第三巻六号、大ニ・六)で、次のように記し

ている。

らいうの「円窓より」が禁止になりました。(略)私の感想もあぶなつかしくとても書く気になりません。私は自分の感想として書くものに彼是云はれるのが一番いやです、(略)全くこの頃は何にも云へません。それから先月号も大変つまらないと云はれましたが私共もつまらないと云ふ事はあくまで自覚して居ります。

野枝が、発禁に苦慮している様子がうかがえる。

らいうも、発禁に苦しんでいる。らいうの『元始』、女性は太陽であった(下)』(一九七一・九、大月書店)には、父との騒動が次のように述べられている。

この発禁処分がもとで、わたくしの家庭では父との間に一悶着が持ち上がった。父は新聞で「青鞥」の発禁を知り、とくに、それが平民社一派の社会主義婦人の書いたものと知って、これは捨ててはおけない重大事と思ったのでしよう。(略)いままでただ一言も文句をいったことのない父が、(略)真正面から怒りをぶっつけたのでした。幸徳事件の記憶もまだ生々しかった当時、(略)官吏である父にとつては、たいへんな衝撃であったにちがありません。(略)雑誌を出すのをやめてほしい。もしやめられないなら、家を出て行ってやれ」というのが、このときの父の結論でした。(略)この父の言葉は、強く心に残りました。

発禁処分は、女性たちを苦しめていたのである。そしてらいうは、『元始』、女性は大太陽であった(完)』(一九七三・一一、大月書店)で、「『青鞥』運動の末期においてわたくしたちが突き当たった壁——社会に、政治につながるころの堅い壁を打ち破るための、婦人の政治的、社会的な団体運動への衝動が、わたくしの中にだんだんと抑えがたいものになってきました」と、述べている。『青鞥』は、大正三年一〇月にらいうから野枝に「譲渡」され、大正五年二月以降発行されず無期休刊となる。らいうの言葉は、発禁処分の苦悩が政治的要求へと変化していったことを表している。

このような、女性雑誌に対する発禁が生じてきた背景を、当時の新聞・雑誌等の言説を中心に探ることとする。⁽¹⁸⁾

明治三二年二月、高等女学校令が公布され、良妻賢母の育成が女子教育の目的とされる。そして日露戦争後、道徳的良妻賢母主義が強まっていく。井上哲次郎『女子修身教科書上級用』『女子の目的』(明四〇・一一、金港堂)¹⁹では、「女子は良妻賢母たるを以て其の目的となさざるべからず」と述べる。また井上は、『女大学の研究』(明四三・一一、弘道館)のなかで、「東洋の道徳は、自己自身を何等か大なる者の為に犠牲に供する」と述べ、「忠」「孝」に触れた後、「貞は、妻が夫の為に自己の一切を犠牲にして掛かることである。」という。そして、「女子は子供を産まなければならぬ。」と述べ、それは「人口が減り」「兵隊の数が足りなくなる」からであるという。また、女子の多数は「独立し得ない」ため、「家政」を「主眼として女子教育が立て」られているのはよいことであると述べている。このように、道徳的良妻賢母主義は強まっていた。それは、多くの「兵隊」を確保するためでもあった。²⁰

明治四三年に大逆事件が起き、翌四四年一月、幸徳秋水ら一二名が処刑される。西洋から流入する女性解放はその頃から社会主義と同様に危険視され、良妻賢母教育が加速されていくのである。²¹

明治四四年一月『太陽』第一七巻一号を見る。まず、戸田海市「社会主義と日本国民」は、次のように述べている。

現在行はるゝ一般の風俗習慣にしても、又家族制度や男女関係にしても、(略)財産制度の改造と同様に此等一般の有形無形の制度をも改造しなくてはならぬと云ふのである。而して社会主義者は其目的を達するが為めには有ゆる手段を抜け目なく利用する。先づ其精神的運動方法に付て見るに、彼の哲学上の懷疑思想又は唯物観とか、芸術上の自然主義とか、又は社会上の女子解放論とか云ふ問題は、(略)兎も角其性質が伝説的權威に反抗するものであると云ふ所から、世俗の目から見ると如何にも社会主義の主張を確かめるかの如く見える、故に社会主義者は現制打破の屈強の武器として盛んに之を利用する。

このように、女子解放論を社会主義者が利用していると警戒しているのである。次に、上杉慎吉「婦人問題」も、「遂に自由恋愛を説き人類をして禽獸と同一ならしむるに至らしめんとする婦人解放運動の我が国に入り来りて、既に累卵の危き

に居る人心を惑乱して道徳の綱常を紊り人倫の大道を昏からしめ、男女の関係をかき乱し、家を亡ぼし人を亡ぼし遂に国を亡ぼすに至らんとするを極力防止せねばならぬ」と述べている。婦人解放運動は、道徳を乱し国を亡ぼすので「防止」すべきというのである。

教育制度も改正が進む。『読売新聞』(明四四・七・二八)「高女校教授要目」には、「文部省に於て」、「高等女学校教授細目の不完全」が改められ、「一兩日中に発表」されるはずだという。その「内容の大体」として、「主として婦徳の修養及び日常生活に重きを置きたるは勿論」と述べられている。婦徳や家政が重視されている。

今村恭太郎「司法官の眼に映する現代社会」(『太陽』第一七巻三号、明四四・一一)は、「妻女たるものは」、「嫁ぎし家」のために「貞順忠実なる主婦となることを心懸けねばならぬ。」と述べ、「国民教育、女子教育の方針を族制の維持の上に定め」るべきという。また、上杉慎吉「新しい良妻賢母主義」(『太陽』第一九巻九号、大ニ・六)は、良妻賢母主義を主張し、「婦人運動は十九世紀より経済上の圧迫、生存競争の激烈である処から来たのであるかもしれぬが、社会主義でも、哲学上の思想でも、婦人問題でも、民主思想の如きでも、何うも病的の傾向を有つて居る。」と述べ、社会主義、婦人問題、民主思想を一括りに「病的」としている。

大逆事件は、社会主義だけでなく自然主義、個人主義といった西洋思想を一括りに否定し、同時に儒教的道徳を強化させ、日本が戦争に勝つために国体思想を作りあげていく弾みとなったことを以前論じた。²²大逆事件によって良妻賢母主義が加速し、女性解放もまた社会主義と一括りにされ、危険視されていくのである。

こういったなかで、『青鞥』は良妻賢母主義を乱すものとして敵視され、女性雑誌に対する発禁処分が始まるのである。『読売新聞』(大ニ・四・二〇)「文部と婦人問題」には、「文部省にては近來婦女子にして危険思想を抱き我国従来の子教育方針たる良妻賢母主義に背反する傾向あるを憂慮し(略)其第一着として先づ婦人雑誌の編輯上に対し言論及び思想の自由を束縛せざる範圍に於て適當の取締を行ふ事に決し」²³たと、書かれている。「危険思想を抱き」、「良妻賢母主義に背反する傾向」があるため、婦人雑誌を取り締まるというのである。

また、『東京朝日新聞』(大ニ・四・二三)「最近の発売禁止」には、「女流作物に對し発売禁止を行ったと云ふのは最近の特徴である」とあり、岡警保局長が、「近年青鞥社とか又其他の女子文学雑誌に往々甚だしく淫猥な記事を掲げたり又従來の習慣及び道徳に反對したりする文章が見えるのは誠に困つた者である、(略) 兎に角当局としては出来得る限り危険思想を撲滅する事に努むるより外に方法はない」と語つたことが記されている。「従來の習慣」や「道徳」に反對する女性雑誌は、「危険思想」とされ「撲滅」対象となつたのである。

この女性雑誌に對する発売処分は、議論を呼んだ。『中央公論』第二八年六月号(大ニ・六)は「婦人界の新思想に對する官憲の取締」で、様々な意見を掲載している。安部磯雄「行為を放任して思想を取締るとは何事ぞ」は、「幸徳事件のあつた以後、危険思想といふ新しい文字が出来た。(略) 敵も味方も互に危険思想呼ばはりをして反對党の言論を圧迫せんとする。(略) 危険なる思想があるならば之を倒すものは警察力にあらずして健全なる思想でなくてはならぬ。」と述べ、「進んで今日の新らしき婦人の思想を取締るのは如何といふに、之は実に下らぬ話であると思ふ。私は思想の点に於て男女の別を認めぬのだから、男子に許せば婦人にも許すべき筈のものと考へる」という。そして、「若しかういふ事を政府が続けてやつて居れば、實際日本の思想界は荒れ果て、一も二もなく女は昔通りの型に嵌められて、少しも新しい事をやる事が出来ず、又婦人のみならず男子も同様となる」と、厳しく批判している。

「らいてう自身も反発している。「局ある窓にて」(『青鞥』第三卷六号、大ニ・六)のなかで、「政府は言論並に思想の自由を束縛せざる範圍内にて女子の思想並に言論を取締るといふことだつた」、「やがて政府は我々に対し、奇怪にも風俗壞乱の名義のもとに頻繁に発売禁止の命を下さむとするの意気込を見せた。かくして(略) 弁別力の皆無と、愚劣と狼狽とを我々の前に曝露して行く。」と述べている。

だが、教育界は良妻賢母主義を強化していく。『読売新聞』(大ニ・四・一九)「新文相の婦人観」では、一木新文部大臣の意見が紹介されている。「此頃は大分新しい女と云ふ言葉が八釜敷くなつたが、「新しい」と云ふ意味をよく考へねばならない」のであり、「女子の天職は良妻賢母なり」という。そして「今後の女には良

妻賢母たる資格を時勢に應じて養はねばならない。良人が国民である以上自らも国民としての知識を持たねばならぬ、それは子女養育上にも賢母たる者の持たねばならぬ知識である。従つて女子教育の方針も如何にして時代に添ふ良妻賢母を養成すべきかに在る。」と述べている。新文部大臣が徹底した良妻賢母主義であることが伝えられている。さらに見る。下田歌子「良妻賢母主義」(『読売新聞』大ニ・六・一四)は、良妻賢母を肯定する。女子高等師範学校長中川謙二郎「重大な家政」(『読売新聞』大ニ・一・四)は、家政を「国家の基礎を作る」「国家的の事業」であると述べている。このように、教育界において良妻賢母主義は強化されていくのである。⁽²⁴⁾

では孤蝶は、このような状況のなかで女性についてどのように考えていたのか、次に探ってみよう。

三

孤蝶は、女性について述べた文章を多く残している。それらは、明治四四年以降に多く見られ、女性の人權を尊重し、知的な教育を求め、女性解放を肯定するものである。しばらく辿ることとする。

「婦人の自覚に就て」(其の二)(『早稲田文学』第七二号、明四四・一一)では、「今の結婚の仕方」は「変則だ」と述べ、女性から見れば、「糊口の道を求め」ているに過ぎないという。そしてこのような結婚に反對し、「夫婦の關係は一面に於て友人の關係である」から「配偶者を選ぶ自由と眼識とを何人にも与へるべき」といふ、と述べる。さらに、女性を「人間として教育をする必要が起つて来る」といふ、「若い女はこんな事を考へては不可ぬとか、こんな本を読むでは不可ぬとか(略) 従來の因襲によつて頭から断定してかゝると云ふ様な事を止め」ねばならないと述べる。そして、「離婚は法律で認めて居る通り一向差支えない」と述べ、「女の方から先むじて言ひ出しても一向構はぬ事」であり、「義理」や「道徳」に縛られるのは「馬鹿々々しい」という。

孤蝶は糊口の道としての結婚を批判し、夫婦は友人の關係であり選択の自由があ

ると述べる。そして、女性の人間としての教育を求め、「因襲」による制限を否定している。また、女性からの離婚要求も認めている。

「新しい女を歓迎せん」(『新潮』第一七巻三号、大元・九)でも、「今の人間は教育と云ふと直ぐに徳育」というが、「陳腐な風俗習慣から割り出した道徳観を元とした徳育などと云ふものが、何んの役に立つものか、宜しく天地自然、実際、人社会の実情を知らせる智育を土台にして、人を訓練していくべき」であるという。そして、女性にそういう教育や学問をさせたいと述べている。また孤蝶は、家事の負担を軽減すれば「婦人が精神上で進歩する機会が殖えて来る」と述べ、「妻と云ふこと、家内の人と云ふこと、そのみが女の総べてではない、それ以外に女は女たる存在を有するのだ。」という。

孤蝶は「徳育」が強化されていく時代を批判し、女性にも「智育」を求めている。そして家事削減を提唱し、「妻」や「家内の人」である他にも存在価値があると述べている。

「婦人のために」(『青鞥』第三巻三号、大ニ・三)は、孤蝶が青鞥社第一回公開講演会で話した内容を記したものである。ここでは、次のように述べている。「是までの(略)日本の世の中が大変に間違つて、今日のやうな日本の婦人の状態になつたのである。そして、「女には夫の爲めに有らゆるものを盲目的に犠牲にして貰へば宜い」という方針から「今の女子の教育が出来て」おり、「本当の教育」は与えていないという。また、女性が「己れの知識を進めることが必要」で、「自らが生きて行く」と云ふことが「最も肝要」であり、「人生をエンジョイする為には二十四五位までは学問をすることが必要」であればするのがよいという。

さらに孤蝶は、「私が言つたことは総て私自らの責任」であると、青鞥社に危害が及ばないよう配慮しながら、「もう少し婦人が何か職業を得ること、婦人ばかりで出来上つた労働者のオルガニゼーションのやうなものを造ると云ふ方面にも女の方々が尽力されんことを希望する」と、当時としては非常に思い切つた意見を述べてるのである。

大杉栄が「青鞥社講演会」(『近代思想』第一巻六号、大ニ・三)のなかで、長江の講演を批判する一方、この孤蝶の講演を、「馬場孤蝶氏があす迄の議論を公け

にしたのは、或はこれが始めてぢやあるまいか」「僕は孤蝶氏の此の論旨に対して、更に附加すべき何者をも持たない。」と褒めたことはよく知られている。

この講演会の後、世間の『青鞥』に対する風当たりは強まる。『中央公論』(第二八年九号、大正二・七)は「平塚明子論」という特集を組み、多数の執筆者による人物評を掲載する。孤蝶は「平塚明子君」で、次のように書いている。

平塚君の創設にかゝる婦人ばかりの文学団体青鞥社は、我国では唯一の団体であつて、甚だ有意義な事業なのだ。諸君の主張には、その根底に於て、動かし難い理がある。これに向つて、理解無き嘲笑を加ふる者、これに向つて、無法なる妨害を加ふる者(略)さういふ嘲笑あり、妨害あり、圧制があるやうになつて来て、はじめて、諸君の事業が真剣の事業になり得るのだ。(略)諸君が社会から敵視せられ、ばせられるほど、(略)諸君の人格はだん／＼完成に近づくのだ。諸君はますます／＼奮励して、従来の人道、従来思想に由つて墨打られた道を離れて進んで、まことの人とならんことを、希望に堪へ無い。

孤蝶は、らいてうや青鞥社の人々を励ましている。この特集のなかで、孤蝶の文章は、らいてうに対する最も好意的な評価に見える。

次に、「婦人の解放」(『葉巻の煙』より)、『へちまの花』(第一二号、大四・一)を見る。「僕は女を解放して見たい。(略)婦人の教育といふものが、智育及び体育の両方面から美人を作る為めだと云ひ得べきものならば、その根底は、是非とも女性解放主義に置きたい」という。孤蝶は、「女性解放主義」に賛同している。

孤蝶は、糊口の道としての結婚を批判し、夫婦は友人の関係であるとす。また、当時の道徳や良妻賢母主義が強化され家政が重視される教育に反対し、「智育」、「学問」を重視している。女性の家事労働を減少させ、何かの犠牲になるのではなく、自由に人生を楽しむことを肯定している。そして、女性から離婚を申し出ることも認めている。女性解放が危険視されるなか、彼は自らの教育思想の根底を「女性解放主義」に置きたいと述べる。そして、激しい批判を受けているらいてうや青鞥社の人々に激励の言葉を記しているのである。

四

次に、『現代文集』に掲載された女性たちの文章を検討する。孤蝶応援のために寄せられた文章には、応援の理由が見えるものがあると考えられる。掲載されているのは、順に、岡田八千代「鷹の夢」、与謝野晶子「湯本」、野上彌生子「二人の学校友達の対話」、長谷川時雨「草紙仕立歌念佛」、平塚らいてう「処女の価値」、伊藤野枝「幼稚な感想」、田村俊子「寒椿」である。このうち、伊藤野枝、平塚らいてう、田村俊子、野上彌生子の順に四人の文章を取り上げる。⁽²⁵⁾

伊藤野枝「幼稚な感想」は、『青鞥』第三卷二号(大1・12)の「此の頃の感想」、第三卷四号(大2・4)の「この頃の感想」を合わせたものである。⁽²⁶⁾先に述べたように、第三卷二号は発禁になっている。らいてうは、原因となったのは福田英子か伊藤野枝かと推測しているが、野枝はその原稿を再掲している。これは全くの無頓着からなのか。それとも発禁に対する反発があるのだろうか。

「幼稚な感想」を見る。野枝は、「今の結婚に対する人々の考へは実にあさましいものだ。(略)結婚は自分の生活のための活きたいための一の方法だ。愛のない結婚は罪悪だなど云ふ間ばかりは大きくても事実に於てはさう云ふ事は全然無視せられてゐる」と、生活のための結婚を否定している。

また、「私は女学校で教育をうけた。皆の先生は一樣に皆幸福に暮すには、境遇に満足するのが一番特策だと教へてくれた」、「何故自己の内部より起る要求の爲めには境遇も習俗も破壊しろとは、教へてくれないのだらう」と、教師を批判する。そして、「止むを得ない内部の要求を抑へるといふその苦しさ辛さはどんなだらう。然しそれを僅かな目前のみの一時の平和や幸福の償と教へるに至つては私は世の所謂教育者といふ人達の浅薄を腹立たしく思ふより寧ろ憫れまずにはゐられない」と、教育者を非難するのである。

さらに、「何故道徳を奉じなければならぬか?」とか「何故法律を遵守しなければならぬか?」とか云ふ事を考へてはいけぬ事になつた。そして少しでもさう云ふ立ち入つて理屈を考へたり云つたりすると(略)多くの人たちから退け者に

される」と述べる。そして、世間には「思索家とでも云ふべき古い道徳宗教、等を固守して止まない、(略)理屈のみをならべて愚劣な社会を代表すると云つたやうな始末のわるい者がまだ多数」いる、というのである。また、「犠牲といふ言葉程賤しむべき言葉はない。親が子の犠牲になる、子が親の犠牲になる。友情の爲の犠牲、(略)これほど馬鹿々々しい事はない。(略)犠牲になる者もなす者も共に大なる自己に対する反逆者であり、他人に対する犯罪者である」と述べている。野枝は、教育界を中心とする道徳や良妻賢母主義の高まりに対して反発し、愛による結婚や、「内部より起る要求」に従つて「境遇も習俗も破壊」して生きること

を求めているのである。

次に、らいてう「処女の価値」⁽²⁷⁾を見る。彼等の多くは只習俗によつて、又は自己以外の即ち外圍の種々なる事情、境遇のまゝに自己の所有であるべき処女を取扱はれてゐるに過ぎない。又彼女は今日社会のために、道徳のために、さうすることを余儀なくされてゐるのである。(略)所謂結婚も私のこの見地から見れば多くの場合罪悪でないものはない。単に生活の保証を得んがため、虚栄のため、自己の安易を得んがため又は親のため、家のための結婚はいふ迄もないとして(略)私は今日一般に行はれる愛によらざる形式的結婚が速に打破せられ、真の意味に於ける処女破棄の最も適當なる時が即ち真正の結婚である日のやがて来らむことを望んでゐる。

このように、らいてうは「習俗」や「道徳」による「形式的結婚が」打破され、愛による「真正の結婚」がなされることを望んでいるのである。

田村俊子「寒椿」(初出、『新潮』第二〇卷三号、大3・3)⁽²⁸⁾は、語り手の女性が、ある男性が自分の恋人について愚痴を言つて帰つた後、その男性を情けないと批判する小説である。その言葉は辛辣である。

男と女の異ひこそあつても、又色の関係ではあつても、女の方があなたよりは名譽のある人ではありませんか。地位を持つた人ではありませんか。社会的に云つてもあなたは、その人の下にならなけりやならないのぢやありませんか。其の女があなたほどの学識がなくとも、又思想が浅くとも、兎に角あなたよりは世間的に働いてゐる婦人です。其の女の名を云つたら、世間の人は大概知つ

てゐるかもしれないが、あなたの名なぞを云つたつて誰が知るでせう。そこから云つても、あなたはその女に敬意を持たなくてはならないのに、いゝ男振つた顔かなにかで、「をんなが、をんなが、」と仰有つたのは、余計なことだが私の癪にさりました。

ここでは、女性の方が高い地位にあるにもかかわらず、恋愛関係において女性を蔑視する男性に語り手は立腹している。そして、「そんな人だからこそ、他人の私なぞのところへ来て、女の心がわからないと云つて泣き言をおつしやるんでせうけれど、あなたのやうな男には私は同情がおこらないんです。(略)あなたのお話を聞いてゐれば、あの女がもうあなたを捨てたも同然だと云ふことが分るのですよ」と、「あの女」の側に立って罵倒する。女性の方が優れていても、恋愛関係において当然のように女性を蔑視する男性の意識が批判されているのである。

野上彌生子「二人の学校友達の対話」(初出、『反響』第一卷九号、大四・二)は、初出に若干の訂正がなされ『現代文集』に掲載されている。⁽²⁹⁾母に勧められるまま結婚したB夫人が、独身のA子に夫の精神の病と結婚の後悔を語るが、夫が病になつてはじめて愛情を感じ、これから本当の夫婦になる覚悟をするという対話形式の小説である。

B夫人が結婚した時のことについて、A子がいう。「あの時分あなたがもう少し忠実に自分と云ふものをお考へにならなかつたのが悪かつたのねえ。あなたはあの方を決して心から愛しても尊敬してもゐなさらなかつたのですもの、」その上、(略)あなたのお母様に対して、犠牲の考が何より先に強く動いていらしたつたのでせう。これに対してB夫人は、「本統に私はこの八年の間に自分の持つてゐる丈けのものゝ悉くあの人にやつて仕舞ひましたわ。(略)ところへ突然今度の事が起つたのです。私の身体を縛つてゐた綱は一時に解き放されました。(略)でも長い奴隷生活は私の心を取り返しのつかない畸形児にして仕舞ひましたの。(略)私は解放された奴隷が遠く逃げ延びる力を持たないで元の牢屋の周囲を這ひ廻つてると同じ身の上だと思ひますわ」という。そして、「大きな赤ん坊」になつた夫に本当の愛を感じ始めているB夫人に、A子は、その「愛の奴隷」になるようにいう。さらにA子は、結婚という「最初の一步」の誤りについて、「あなたは幾分それをいゝ

路に変へなすつたからまだいゝのですわ。今までの多くの女の群れは、泣き／＼重たい鎖を引きながらそれを通つて行つたのですから。」といい、B夫人は、「あなたの結婚しないわけがそれで分つたやうよ」と述べるのである。

ここには、母の「犠牲」になつた結婚という、B夫人の愛なき結婚に対する批判がある。そして、A子という自立する女性に対比されているのである。

四人の女性作家たちが、『現代文集』に寄稿した文章を見てきた。ここには、教育者や思想家への批判、生活や誰かのために犠牲になる結婚への批判、自明のように思われている女性蔑視への批判などが見られる。それらは、儒教的道徳や良妻賢母主義に衝突し、抵抗するものである。

ここに、孤蝶と女性作家たちとの一つの共鳴を見ることが出来る。道徳の隆盛と同時に女性解放が抑圧され、女性雑誌の発禁処分にあふなかく、儒教的道徳や良妻賢母主義を批判し、自由の思想を持って、思想・言論の自由を求める孤蝶を、女性作家たちは応援しているのである。

五

孤蝶は、この選挙に落選した後も女性についての文章を書き続ける。孤蝶は女性の政治参加を後押ししていくのである。紙幅の都合もあるため、簡略に辿っておきたい。

「今の女は気の毒」(『読売新聞』大五・四・二六)では、次のように述べている。

私はいつも婦人は気の毒な者だと思ひます。良妻賢母といふ体の好い檻の中へ押籠められて了つて、自分といふ者はまるで死んでゐるも同然ですが、これは女に力がないから男に馬鹿にされてゐるのです。(略)日本婦人が今日の気の毒な状態にある事には、勿論男子が自分勝手から婦人の進歩を阻害して来た罪もありませうが、それに甘んじて何等の策を講じなかつた婦人自身の罪は更に大なりと言はざるを得ません。近来我国でも婦人問題に就ての論議が盛になつて来たが婦人自身が今の様な有様である中は、どんな名論卓説が出ててもんで問題にはなりません。ですから私は今日の急務は先づ婦人を教育する事にある

と思ふ、(略)男の方から言へば女の前にその道を開いてやるべきであるし、女の方から言へば自らその道を求める事に努力すべきでせう。

孤蝶は、女性が不遇な状況にあるのは、男性の「罪」も大きい。「何等の策を講じなかつた婦人自身の罪は更に大」であるといい、女性が「自らその道を求める事に努力すべき」と述べるのである。この言葉に後押しされるかのように、やがて晶子やらいてう等、女性自らが政治的な発言をし、運動を進めることになる。そして、山川菊栄が社会主義の立場から労働問題に取り組み、女性解放に尽力する。

孤蝶は、「学殖ある婦人山川菊栄君」『雄弁』第一〇巻五号、大八・四)で述べている。

山川菊栄君の主張は、今後大に起り来るべき婦人の権利主張の先駆である。菊栄君の今日主張されるところが、現在の日本婦人の多数の自覚して居る要求と今のところ未だ余程懸け離れて居るやうな観があるにしても、必らず近き将来に於て、少くとも、婦人中に新しき有識階級が起つて来て、山川君と同じ主張を掲げて、邁進するに至ることは、寸毫の疑を容れざるところである。

このように、孤蝶は山川菊栄を高く評価している。

次に、「最近の婦人問題」『新文学』第一六卷三号、大一一〇・三)を見る。新婦人協会は、治安警察法第五条の改正と、花柳病を患う男子の結婚を制限する法律の制定を求める運動を起こす。治安警察法第五条改正について、孤蝶は次のように述べている。「政治上、社会上の問題に対して、女子自身が起つて運動することを善く無いことのやうに思ふ傾が、今の日本の女子の間にはあるやう」だが、「治警」の改正が一種の刺戟剤となつて、幾分にもさういふ婦人等の心持を変へ得るかとも思はれる」という。そして、「立法上の主義は人間平等、即ち男女平等といふ思想の上に建てられるべきもので、(略)女子にでもでき得る限りの政治上の権利を享有せしむべきである」と述べ、第五条改正運動を後押ししている。この改正法案は、大正一一年三月に可決されることになる。

また孤蝶は同じ記事のなかで、婦人参政権運動について、「女子参政、少くとも、女子参政の要求の如きは、今後当然起り来るべき社会進化の一過程たらざるを得まいと思ふ。此の意味に於て、吾々は婦人の参政運動に反対はし無い」と述べる。

さらに、女子文化学院の教育について論じ、「現代の我国の学徒の基礎学中の最も重要なものは外国語殊に英語だと思つて居る。(略)所謂の外国語の教授と共に、欧洲思想を授けることをも同時にやつて行き度い」と述べている。孤蝶の英語教育の目的は、「欧州思想を授けること」にあった。この言葉は、孤蝶が西洋思想に学ぶことを重視し、自由と人権について女性たちに伝え続けたことを物語っている³⁰⁾のである。

おわりに

大正四年三月の衆議院選挙に立候補した馬場孤蝶を、七人の女性たちが応援している。その理由は、婦人参政権への賛同というだけではない。その深部には、婦人参政権の要求に繋がる切実な問題があった。それは孤蝶応援の先頭に立った与謝野晶子が述べている、大逆事件以降の日本の状況に対する批判、すなわち、思想・言論の自由への抑圧、儒教的道徳隆盛に伴う良妻賢母主義強化に対する抵抗である。

当時の新聞・雑誌記事等を辿ってみると、『青鞥』をはじめとする女性雑誌も度重なる発禁処分を受けており、その背景には良妻賢母主義の強化があり、社会主義とともに女性解放もまた危険視する動きがあったことが見えてくる。

孤蝶の女性論は、こういった保守層の言説と対峙するものであり、女性解放を訴えるものであった。孤蝶は女性の自由な結婚や離婚を認め、女性が人間としての「智育を土台」とする教育を受けることを主張する。そして、快活に行動し、家事から解放され、学び、人生を楽しむことを肯定している。

孤蝶立候補を応援し『現代文集』に寄稿した女性たちの文章には、生活のための結婚や、何かの犠牲となる生き方に対する批判がある。また、道徳や良妻賢母主義への抵抗、女性蔑視に対する反発等がうかがえる。こういった点にも、孤蝶との共鳴を見ることができるのである。

孤蝶は、この選挙後も女性を啓発する文章を書き続ける。女性自らが努力するべきであるといい、政治的行動を促し、女性たちを支え続けていくのである。

孤蝶は、樋口一葉、与謝野晶子、平塚らいてう、山川菊栄といった、近代の女性

文学の稜線となる女性たちに道を開く手助けをしながら、西洋文学を教え、自由と人権の思想を伝える役割を担ったのである。

注

- (1) 『青鞥』と「社会」の接点―らいてうと長江を中心に―(『山梨県立女子短期大学紀要』第二四号、一九九一・三)。米田氏は、らいてう及び『青鞥』と、生田長江との関係、また雑誌『反響』との関係を論じるなかでこの選挙応援に注目している。そしてらいてうの寄稿について「長江との関係なしには考えられない」と述べている。孤蝶を選挙に担ぎ出した一人である長江や立候補の基盤となった『反響』との関わりは重要である。以前、拙論『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援文集』と思想・言論の自由(『甲南大学紀要文学編』第一六四号、二〇一四・三)でも、『現代文集』に執筆し、かつ『反響』にも執筆していた者として、伊藤野枝、与謝野晶子、平塚明子、野上彌生子の名をピックアップしたことがある。だが一方で、応援された孤蝶本人との関わりや、孤蝶の思想との関連性もまた明らかにすべき点であると考えられる。本稿の目的もそこにある。
- (2) 西村洋子「山川菊栄 馬場孤蝶宛書簡」(『日本近代文学館年誌 資料探案』第二二号、二〇一七・三)、鈴木裕子「書簡が語る山川菊栄と馬場孤蝶」(『日本近代文学館年誌 資料探案』第二二号、同前)参照。
- (3) 宗像和重「馬場孤蝶―私の孤蝶先生」(『国文学解釈と教材の研究』第四四巻四号、一九九九・三)に指摘がある。
- (4) 孤蝶は、漱石とともにこの事件の後始末に関わっている。
- (5) らいてう研究会編『青鞥』人物事典―110人の群像―(二〇〇一・五、大修館書店)では、『青鞥』周辺の男性たちで三人のうちの一人として取り上げられ、「馬場孤蝶」の項目の見出しには「青鞥」に女性解放を示唆」と付けられている。また、岩田ななつ『青鞥』の新しい女たちと馬場孤蝶(『あんげろす』(明治学院大学キリスト教研究所ニュースレター)第四九号、二〇〇九・七)でも、『青鞥』と孤蝶の関係が注目されている。
- (6) 『元始、女性は太陽であった(上)』(一九七一・八、大月書店)
- (7) 『平塚らいてう著作集』第六巻(一九八四・四、大月書店)。小林登美枝「解題」に「掲載誌不明。末尾に昭和一五年七月とある。」と記されている。
- (8) 「文学者の選挙を読む―大正四年の総選挙―」(『国語と教育』第三〇号、二〇〇五・一一)
- (9) 吉岡真美氏も、『青鞥』人物事典―110人の群像―(前出)「馬場孤蝶」で、孤蝶立候補について、「スローガンのなかに制限付きとはいえ、女子参政権の獲得を入れてい」と指摘している。
- (10) 与謝野寛も、婦人参政権を選挙公約に入れている。「与謝野鉄幹氏の宣言」(『大阪朝日新聞京都附録』大四・三・九)「選挙権の資格を直接国税金三円を納む者にまで拡張し、此有権者には婦人を含ましむること、猶同時に(略)婦人に被選挙権を有せしむること」とある。
- (11) 「晶子と寛、大逆事件の深き傷跡」(『新資料』沖野岩三郎宛、晶子紀州旅行の礼状)『日本近代文学』第七七集、二〇〇七・一一)
- (12) 『中央公論』は、『臨時増刊婦人問題号』(大二・七)と題して特集号を刊行している。『青鞥』では、第三号(大二・一)上野葉「超脱俗観」、宮崎光「諸姉に望む」等で少し言及されている程度である。伊藤野枝「最近の感想」(『青鞥』第四巻八号、大三・八)には「九月号には婦人参政権運動について何か一寸かいて見たい」とあるが、九月号にそれらしい記事は見られない。
- (13) 差波亜紀子氏は『日本史リブレ』93平塚らいてう(二〇一九・二、山川出版社)で、大正八年三月、原敬内閣が実施した改正で有権者が急増したことを述べ、「与謝野晶子や貴族院議員の山脇玄らは、普選を婦人にもおよぼすべきだと主張した。元来らいてうは、男女同権の一環として婦人参政権を求めることにそれほど価値を置いていなかったが、同年中には政治運動に取り組み決意を固めた。」と記している。
- (14) 拙論「馬場孤蝶と与謝野寛、大正四年衆議院選挙立候補―大逆事件への文壇の抵抗―」(『近代文学試論』第四八号、二〇一〇・一二)、拙論「馬場孤蝶・与謝野寛の衆議院選挙立候補と雑誌『第三帝国』―思想・言論の自由を求める共闘―」(『近代文学試論』第五一号、二〇一三・一二)、拙論「孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集」と思想・言論の自由―書いた作家・書けなかつた作家・書かなかつた作家―(『甲南大学紀要文学編』第一六四号、二〇一四・三)等で論じている。
- (15) 池田恵美子「風俗壊乱」の女たち―発禁に抗して―(『青鞥』を学ぶ人のために)一九九九・一二、世界思想社)は、『青鞥』と発禁について詳細に論じている。発禁図書・雑誌の書誌情報等については後藤憲二編『斎藤昌三著作集』第二巻「現代筆禍文献大年表」(一九八〇・一二、八潮書店)も参照した。
- (16) らいてうの「世の婦人達に」が問題になったといわれている。この文章は『円窓より』に収録された。なお、池田恵美子氏(前出)は、第三巻四号ではなく第三巻三号和推察している。
- (17) 「うづみ火」が第一巻一五号に掲載され特質になる。
- (18) 金子幸代「青鞥」と「女子文壇」―「新しい女」・発禁問題―(『社会文学』第三五号、二〇一二・二)は、当時の新聞記事をたどり、『青鞥』等の女性雑誌の発禁問題、『青鞥』と「女子文壇」との交流について論じている。
- (19) 『高等女学校資料集成』第一〇巻修身教科書編(一九八九・四、大空社)参照。
- (20) 『読売新聞』(明四〇・一一・九)翠雨生「当代名士の演説振(五十七)」(卅九)

加納治五郎氏⁽²⁴⁾」で、嘉納治五郎もまた、「克己従順、誠意誠心に男子を補佐して居る。是れが日本固有の婦徳なのだ」、「是あるがために日本の家庭は円満」で、「戦も強いのだ。」といい、「此美風は何処までも発達させなければならぬ、教育の真価は茲にある」と述べている。

(21) 渡辺善雄『鵬外・闘う啓蒙家』(二〇〇七・二、新典社) 第四章「森鵬外と女性解放」でも、森鵬外を論じるなかで大逆事件後に女性解放否定論が台頭することが論じられている。

(22) 拙論「発売禁止の潮流と馬場孤蝶『社会的近代文芸』—思想・言論の「絶対の自由」を求めて—」(『甲南大学紀要文学編』第一六七号、二〇一七・三)、拙論「夏目漱石「私の個人主義」に見る大逆事件への抵抗—馬場孤蝶衆議院選挙立候補と新聞・雑誌記事を手掛かりに—」(『甲南大学紀要文学編』第一七一号、二〇二一・三)

(23) 同日の『東京朝日新聞』にも同じ記事がある。

(24) 『読売新聞』(大五・二・一) 成女高等女学校長宮田修「細君学校の必要」、『読売新聞』(大五・二・一〇) 第三高等女学校長小林盈「良妻賢母が第一」等にも見られる。

(25) 岡田八千代、与謝野晶子、長谷川時雨の文章についてはここでは取り上げないが、書誌情報を確認しておく。岡田八千代「鷹の夢」は、井上理恵「岡田八千代の著作年譜」(『古備国際大学社会学部研究紀要』第一五号、二〇〇五・三)に、『スバル』第五号(大二・五)掲載という記載がある。但し、『現代文集』再掲についての記載はない。与謝野晶子「湯本」は、『大阪毎日新聞』(大三・一・四)に掲載されており再掲である。(『與謝野晶子評論著作集』第一七卷(二〇〇二・一、龍溪書舎) 香内信子「解題」参照) 長谷川時雨「草紙仕立歌念佛」は、『長谷川時雨全集』(一九四一・一二〜一九四二・七、日本文林社、復刻版一九九三・九、不二出版)に収録されておらず、第五巻の「長谷川時雨著書目録」にも記載がない。『近代文学研究叢書』第四八卷(一九七九・一、昭和女子大学近代文学研究所)「長谷川時雨」にも記されていない。

(26) 『定本伊藤野枝全集』第二卷、岡野幸江「解題」(二〇〇〇・五、學藝書林) 参照。

(27) 『平塚らいてう著作集』第二卷(一九八三・八、大月書店)に「処女の真価」で収録。小林登美枝「解題」に『新公論』一九一五(大正四)年三月号に「処女の真価値」(目次)、本文では「処女の価値」の題名で掲載。」とあるが、『現代文集』掲載については記されていない。該当する『新公論』は大正四年三月一日発行であり、『現代文集』は三月一二日発行であるので、『新公論』が初出といえる。

(28) 『田村俊子全集』第四卷(二〇一二・一一、ゆまに書房) 長谷川啓「解題」参照。但し『彼女の生活』(大六・三、新潮社)に収録されたという記載はあるが、『現代文集』に掲載されたことは記されていない。

(29) 『野上彌生子全集』第一四卷「後記」(一九八一・三、岩波書店) 参照。

(30) これまで新聞・雑誌記事を辿ってきたが、孤蝶は随筆集『葉巻のけむり』(大三・一

二、広文堂書店)や『紫煙』(大一一四・六、大阪屋号書店)でも女性について書いて

(つかもと あきこ)